

はかりの定期検査を実施

商取引又は証明行為に使用しているはかりは、2年に1回定期検査を受けなければなりません。対象となるお店は食料品店、宅配便取扱店、薬局などです。

今年が検査の年にあたり、左記の日程で実施しますので、最寄りの会場で必ず受検してください。

1週間前に「計量器定期検査」前受検された方には、約1週間前に「計量器定期検査」通知書が郵送されますので、当日持参してください。

新規にはかりを購入された方等で、検査通知書のない方も最寄りの会場で必ず受検してください。

計量に関する相談窓口
静岡県計量検定所
〒054-278-8311
問合せ先
産業振興課産業振興係
〒054-278-3914

検査日	検査時間	検査場所
10月25日(月)	午後1時30分～午後3時	須崎漁民会館
10月26日(火)	午前10時～正午	落合浄水場
	午後1時30分～午後3時	朝日公民館
10月27日(水)	午前10時～午後3時	市民文化会館
10月28日(木)	午前10時～午後3時	市民文化会館
10月29日(金)	午前10時～正午	市民文化会館

下田市芸術祭開催

前期：平成22年11月5日(金)～7日(日)
後期：平成22年11月12日(金)～14日(日)

市の文化・芸術の祭典「第55回下田市芸術祭」が市民文化会館などで開催されます。皆様お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

問合せ先 下田市芸術祭執行会（教育委員会生涯学習課）
☎ 05055



昨年の芸術祭(洋舞<フラダンス>)と写真の展示

ジャンル	会期
美術 (油彩画・水彩画・版画・水墨画・日本画・陶芸他)	11月5日(金)～7日(日) 9:00～17:00(最終日16:00) 市民文化会館(小ホール、大会議室、ロビー)
手工芸 (ステンドグラス・手芸・人形・絵手紙・粘土工芸・木目込み人形・刺繍・パッチワーク他)	
俳句大会	11月6日(土)12:00～17:00 中央公民館(大会議室)
邦楽・邦舞 (詩吟・箏曲・長唄・日舞・民舞・民謡他)	11月7日(日)12:00～18:00 市民文化会館(大ホール)
美術 (書道・写真・魚拓・剥き物)	11月12日(金)～14日(日) 9:00～17:00(最終日16:00) 市民文化会館(小ホール、大会議室、ロビー)
手工芸 (押し花・海藻おしば・木工芸)	
華道・盆栽	
将棋大会	11月14日(日)9:00～17:00 中央公民館(大会議室)
洋楽・洋舞・芸能・演劇	11月14日(日)10:00～18:00 市民文化会館(大ホール)

平成23年 下田市成人式のご案内

下田市では、新成人を祝福する「成人式」を開催します。

日時 平成23年1月9日(日) 午前10時30分

場所 市民文化会館大ホール

対象者 平成2年4月2日～平成3年4月1日生



平成22年成人式

下田市に住民登録(平成22年9月1日現在)のある対象者には案内状をお送りしておりますが、下田市に住民登録をされていない対象者で、下田市での成人式に参加を希望される方は、教育委員会生涯学習課に電話にてお申し込みください。

申込期限 11月19日(金)
申込・問合せ先 教育委員会生涯学習課
☎ 05055

10月は里親月間です

里親になりませんか

子供たちは、温かい家庭生活の体験の機会を提供してくれる里親を求めています。

里親制度とは

様々な事情によって家庭に恵まれない子どもを、知事の認定した里親に預け、里親家庭の中で温かい愛情をもって育てようとする制度です。

里親になるには

○子どもの養育について理解と熱意をもち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。

○里親の申し込みは年間を通し、いつでも受け付けており、県が実施する研修を終了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

里親の種類は

- 里親には、委託期間や目的などによって4種類あります。
- 養育里親Ⅱ 要保護児童を養育する里親(一般的な里親)
- 専門里親Ⅱ 2年以内の期間虐待を受けた児童等を養育する里親
- 親族里親Ⅱ 両親等が死亡、

里親になったら

○児童相談所が、里親の希望を聞いた上で、養育をお願いする子どもを決定します。

○子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。

○子育ての悩みや不安には、児童相談所等がご相談に応じます。

問合せ先

里親の申し込みについては 福祉事務所社会福祉係
☎ 22216

賀茂児童相談所
☎ 2038

里親制度については 県子ども家庭課
☎ 054-221-2922

賀茂児童相談所
☎ 2038

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられています。下田消防本部管内の住宅用火災警報器設置率は、平成22年6月時点で62%の状況(静岡県平均63.3%)となっております。

なぜ火災警報器が必要なの？

住宅火災による死者数は、平成15年以降7年連続して1,000名を超えておりますが、住宅用火災警報器の新築住宅への設置が義務づけら

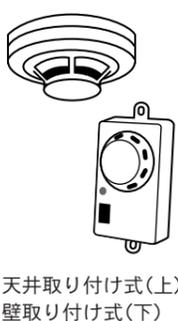


れた平成18年以降住宅火災による死者数は減少傾向化し、平成21年は既存住宅への設置義務化により前年比約1割の減少が見られます。

住宅火災における死者数のうち約6割が逃げ遅れによるものと報告されております。火災を早期に発見し自分自身、家族の生命及び財産を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。

火災警報器はどんなもの？

火災の発生を警報音や音声で知らせてくれる機器です。



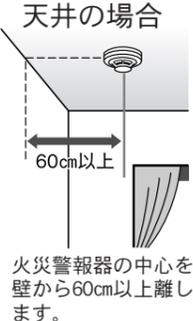
天井取り付け式(上) 壁取り付け式(下)

大きく分けて、煙を感知して知らせる「煙式」と、熱を感知して知らせる「熱式」があります。電源には、電池タイプと家庭用電源タイプがあり、既存の住宅には電池式がおすすめです。

取り付け場所はどこ？

ふだん就寝に使うすべての寝室に設置が必要です。日中は居間や子供部屋として使用していても、夜間に就寝する部屋も含まれます。

また、寝室が2階以上にある場合には、その階の階段室にも設置が必要です。



天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

悪質な訪問販売に注意を！

市職員又は消防職員が警報器の訪問販売などを行うことは一切ありません。粗悪品や悪質な訪問販売には、十分ご注意ください。

問合せ先

下田消防本部予防課
☎ 1849